

様式第2号(第4条関係)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

記入日 年 月 日

氏名 _____

要綱の規定	確認事項(必ずお二人で確認してください。)	確認の上、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。
(パートナーシップ) 第2条第1号	戸籍上の性別が同一である2者が互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約した継続的な関係であること。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。
(ファミリーシップ) 第2条第2号	パートナーシップにある者が、その一方又は双方の子(養子を含む。)及び親(養親及びその配偶者を含む。)を家族として尊重する継続的な関係であること。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。
(年齢要件) 第3条第1号	民法第4条に規定する成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。
(居住要件) 第3条第2号	宣誓予定者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は3か月以内に市内への転入を予定していること。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。
(独身であることの要件) 第3条第3号	宣誓予定者が共に現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしておらず、かつ、現にパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップにないこと。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。
(近親者でないことの要件) 第3条第4号	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄の関係(宣誓予定者同士が養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。
(変更の届出) 第8条	宣誓書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに関係書類を添えて届け出ること。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。
(返還の届出) 第10条	双方の意思によるパートナーシップ及びファミリーシップの解消や、一方の死亡、市外への転出(連携自治体への転出を除く。)等の理由により証明書等を返還する必要がある場合は、速やかに届け出て返還すること。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。